逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例　改正概要

平成 30 年度から、国民健康保険料の応能・応益割合を変更するとともに、保険料軽減割合を変更するに当たり、次のとおり改正を行う。

1　応能・応益割合を現行の 65：35 から 55：45 へ変更する。

改正条文　第 12 条、第 12 条の５の５及び第 12 条の９第１号の所得割の割合を 100 分の 65 から 100 分の 55 に、同様に第２号の被保険者均等割の割合を 100 分の 25 から 100 分の 30 に、第３号の世帯別平等割の割合を 100 分の 10 から 100 分の 15 に改正

2　保険料軽減割合を現行の６割・４割軽減から７割・５割・２割軽減へ変更する。

改正条文　第 16 条の２に規定する軽減割合を 10 分の６から 10 分の７に、10 分の４から 10 分の５に改正し、第３号を追加

逗子市国民健康保険条例（昭和34年逗子市条例第13条）新旧対照表

現行	改正案	備考
（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第12条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第12条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	
（１）　所得割　基礎賦課総額の100分の65に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数	（１）　所得割　基礎賦課総額の100分の55に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数	応能・応益割合の変更
（２）　被保険者均等割　基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額	（２）　被保険者均等割　基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額	応能・応益割合の変更
（３）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額	（３）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額	
ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額の100分の10に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する	ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する	応能・応益割合の変更

月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ　（略） （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第12条の５の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の65に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の９の２に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 （２）　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額 （３）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　後期高齢者支援金等賦	月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ　（略） （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第 12 条の５の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 55 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第 29 条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第 32 条の９の２に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 （２）　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 30 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額 （３）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　後期高齢者支援金等賦	応能・応益割合の変更 応能・応益割合の変更 応能・応益割合の変更

課総額の100分の10に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ　（略） ２・３　（略）	課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ　（略） ２・３　（略）	
（介護納付金賦課額の保険料率） 第12条の９　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　介護納付金賦課総額の100分の65に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の７第４項第４号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数	（介護納付金賦課額の保険料率） 第12条の９　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の７第４項第４号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数	応能・応益割合の変更
（２）　被保険者均等割　介護納付金賦課総額の 100 分の 25 に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	（２）　被保険者均等割　介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	応能・応益割合の変更
（３）　世帯別平等割　介護納付金賦課総額の100分の10に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額 ２・３　（略） （保険料の減額）	（３）　世帯別平等割　介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額 ２・３　（略） （保険料の減額）	応能・応益割合の変更

第16条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第９条又は第12条の２の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、	第16条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第９条又は第12条の２の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、	

同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の６を乗じて得た額 イ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の６を乗じて得た額 （２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に、施行令第29条の７第５項第３号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期	同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の７を乗じて得た額 イ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の７を乗じて得た額 （２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に、施行令第29条の７第５項第３号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期	軽減割合の変更 軽減割合の変更

日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の４を乗じて得た額 イ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の４を乗じて得た額	日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の５を乗じて得た額 イ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の５を乗じて得た額 （３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に、施行令第29条の７第５項第３号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割	軽減割合の変更 軽減割合の変更 軽減割合の変更

２～４　（略）	額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の２を乗じて得た額 イ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の２を乗じて得た額 ２～４　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成30年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、平成30年年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。	

逗子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定の概要

１　国民健康保険制度改正（都道府県単位化）

国民健康保険制度の安定化を図るため、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となります。今後は、県が算定する国保事業費納付金（納付金）を保険料で賄うこととなり、他市町村と同様の保険料率の決定方法及び応能・応益割合並びに軽減割合とする必要があります。

２　条例改正（１）　保険料応能・応益割合の変更

保険料は、収入に応じての応能分「所得割」と、受益に応じての応益分として一人当たりにかかる「被保険者均等割」、一世帯当たりにかかる「世帯別平等割」で計算されます。

国が標準としている応能・応益割合は、50：50 で、県内は本市以外 60：40 から 50：50 となっています。

神奈川県内の応能・応益割合（平成 28 年度国保条例にあん分率を規定している国保料の自治体）

応能・応益割合	65：35	60：40	55：45	52：48	50：50
自治体数	１（逗子市）	3	6	1	3

（他の自治体は、国保税のため具体的な税率を条例に規定している。）

今回の改正内容

	応能分（所得割）	応益分	応益分内訳	
			被保険者均等割	世帯別平等割
【現行】条例に規定されている割合	65%	35%	（25%）	（10%）
改定後割合	**55%**	**４５%**	**（30%）**	**（15%）**

３　条例改正（２）　保険料軽減割合の変更

低所得者の負担軽減のため、応益分の保険料軽減割合を６割から７割、４割から５割に変更し、２割軽減を新設します。

平成 28 年度神奈川県内軽減割合の状況

軽減割合	６・４割	７・５・２割
自治体数	１（逗子市）	32

軽減対象世帯

軽減区分	軽減基準	対象世帯数（H29.7.1 現在）
６割（７割）	総所得金額の合算額が、33 万円以下の世帯	2,137（６割軽減）
４割（５割）	総所得金額の合算額が、33 万円＋（27 万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数）以下	785（４割軽減）
２割	総所得金額の合算額が、33 万円＋（49 万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数）以下の世帯	現在なし（改正後見込 780）
		9,366（国保加入世帯数）

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

４　法定外繰入金

都道府県単位化により県で策定される運営方針に基づき、決算補填に係る法定外繰入金は計画的、段階的に削減が求められます。

５　保険料率

納付金を賄うために、今後は毎年の状況に応じて決められた法定外繰入金を踏まえ、毎年５月に直近の所得、被保険者数及び世帯数を基に算定を行い運営協議会に諮り、６月に当該年度の保険料率を決定し、７月に保険料が確定します。

保険料決定のイメージ

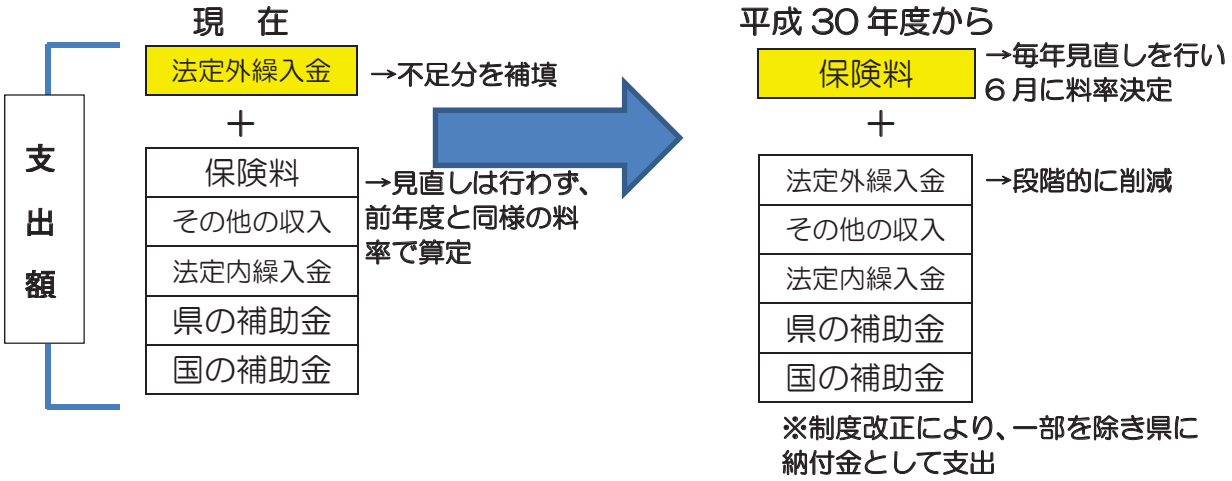

議案第55号資料

応能・応益割合55:30:15 7・5・2割軽減
法定外繰入2.8億円見込み
納付金増額なし

	現行			試算例		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
	%	円	円	%	円	円
医療	5.60	16,500	11,500	5.17	21,300	17,700
支援金	2.70	7,100	4,900	2.43	9,400	7,800
介護	1.60	5,500	2,700	1.45	7,300	4,300
合計	9.90	48,200		9.05	67,800	

応能分
（所得割率）上昇分
-0.85

応益分上昇額
19,600

保険料変更後の試算例(年額)

①夫・妻（40歳以上～65歳未満）、子ども１人（40歳未満）
収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額　3,930,000 円
医療・支援金人数　3 人
介護人数　2 人　　単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	220,080	49,500	11,500	203,181	63,900	17,700
支援金	106,110	21,300	4,900	95,499	28,200	7,800
介護	62,880	11,000	2,700	56,985	14,600	4,300
合計	489,800			491,900		

保険料上昇額
2,100

②単身世帯（40歳未満）　収入は給与収入350万円のみの場合
基準総所得金額　1,940,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　0 人　　単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	108,640	16,500	11,500	100,298	21,300	17,700
支援金	52,380	7,100	4,900	47,142	9,400	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	200,900			203,500		

保険料上昇額
2,600

③夫・妻の二人世帯（65歳以上）　収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合
基準総所得金額　1,270,000 円
医療・支援金人数　2 人
介護人数　0 人　　単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	71,120	33,000	11,500	65,659	42,600	17,700
支援金	34,290	14,200	4,900	30,861	18,800	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	168,900			183,300		

保険料上昇額
14,400

④単身世帯（65歳以上）　収入は年金収入240万円のみの場合
基準総所得金額　870,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　0 人　　単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	48,720	16,500	11,500	44,979	21,300	17,700
支援金	23,490	7,100	4,900	21,141	9,400	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	112,100			122,200		

保険料上昇額
10,100

応能・応益割合55:30:15 7・5・2割軽減
法定外繰入2.8億円見込み
納付金増額なし

⑤単身世帯（40～64歳）　収入なしの場合
（現行は6割軽減、試算例は7割軽減該当）

基準総所得金額　0 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　1 人　　単位：円

	現行			試算例			
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額	
医療	0	6,600	4,600	0	6,390	5,310	
支援金	0	2,840	1,960	0	2,820	2,340	
介護	0	2,200	1,080	0	2,190	1,290	保険料上昇額
合計	19,200			20,200			1,000

⑥単身世帯（40～64歳）　収入は給与収入120万円のみの場合
（現行は４割軽減、試算例は５割軽減該当）

基準総所得金額　220,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　1 人　　単位：円

	現行			試算例			
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額	
医療	12,320	9,900	6,900	11,374	10,650	8,850	
支援金	5,940	4,260	2,940	5,346	4,700	3,900	
介護	3,520	3,300	1,620	3,190	3,650	2,150	保険料上昇額
合計	50,600			53,600			3,000

⑦単身世帯（40～64歳）　収入は給与収入145万円のみの場合
（現行は軽減なし、試算例は２割軽減該当）

基準総所得金額　470,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　1 人　　単位：円

	現行			試算例			
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額	
医療	26,320	16,500	11,500	24,299	17,040	14,160	
支援金	12,690	7,100	4,900	11,421	7,520	6,240	
介護	7,520	5,500	2,700	6,815	5,840	3,440	保険料上昇額
合計	94,600			96,500			1,900

応能・応益割合55:30:15 7・5・2割軽減
法定外繰入2.8億円見込み
納付金増額なし

平成30年度改定による所得区分(軽減割合７・５・２割)・世帯構成別保険料負担の変化

（※現行は６・４割軽減、改定後は７・５・２割軽減導入予定）　単位：円

所得階層			6割(7割)軽減世帯	4割（5割）軽減世帯		2割軽減世帯（H30年度から新設、現行は軽減なし）		一般所得層		限度額超過世帯
			均等割額＋平等割額	均等割額＋平等割額	所得割率	均等割額＋平等割額	所得割率	均等割額＋平等割額	所得割率	
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	16,000	24,000	8.30%	40,000	8.30%	40,000	8.30%	730,000
		改定後	16,800	28,100	7.60%	44,900	7.60%	56,200	7.60%	(730,000)
		上昇額	800	4,100	-0.7	4,900	-0.7	16,200	-0.7	0
	介護納付金分あり※	現行	19,200	28,900	9.90%	48,200	9.90%	48,200	9.90%	890,000
		改定後	20,200	33,900	9.05%	54,100	9.05%	67,800	9.05%	(890,000)
		上昇額	1,000	5,000	-0.85	5,900	-0.85	19,600	-0.85	0
二人世帯	介護納付金分なし	現行	25,400	38,100	8.30%	63,600	8.30%	63,600	8.30%	730,000
		改定後	25,900	43,400	7.60%	69,400	7.60%	86,900	7.60%	(730,000)
		上昇額	500	5,300	-0.7	5,800	-0.7	23,300	-0.7	0
	介護納付金分あり	現行	30,800	46,300	9.90%	77,300	9.90%	77,300	9.90%	890,000
		改定後	31,500	52,800	9.05%	84,500	9.05%	105,800	9.05%	(890,000)
		上昇額	700	6,500	-0.85	7,200	-0.85	28,500	-0.85	0
三人世帯	介護納付金分なし	現行	34,800	52,300	8.30%	87,200	8.30%	87,200	8.30%	730,000
		改定後	35,200	58,800	7.60%	94,000	7.60%	117,600	7.60%	(730,000)
		上昇額	400	6,500	-0.7	6,800	-0.7	30,400	-0.7	0
	介護納付金分あり	現行	42,400	63,800	9.90%	106,400	9.90%	106,400	9.90%	890,000
		改定後	43,000	71,900	9.05%	114,900	9.05%	143,800	9.05%	(890,000)
		上昇額	600	8,100	-0.85	8,500	-0.85	37,400	-0.85	0
四人世帯	介護納付金分なし	現行	44,300	66,400	8.30%	110,800	8.30%	110,800	8.30%	730,000
		改定後	44,400	74,100	7.60%	118,600	7.60%	148,300	7.60%	(730,000)
		上昇額	100	7,700	-0.7	7,800	-0.7	37,500	-0.7	0
	介護納付金分あり	現行	54,100	81,200	9.90%	135,500	9.90%	135,500	9.90%	890,000
		改定後	54,400	90,800	9.05%	145,400	9.05%	181,800	9.05%	(890,000)
		上昇額	300	9,600	-0.85	9,900	-0.85	46,300	-0.85	0

6割（7割）軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割（5割）軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円＋（27万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数）以下

２割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円＋（49万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数）以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

一般所得層…軽減や限度額超過に該当しない世帯

限度額超過世帯…29年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯
30年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

【現行】応能・応益割合65:25:10 6・4割軽減
法定外繰入2.8億円
納付金増無

	現行			試算例		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
	%	円	円	%	円	円
医療	5.60	16,500	11,500	6.27	17,700	11,800
支援金	2.70	7,100	4,900	2.97	7,900	5,200
介護	1.60	5,500	2,700	1.76	6,100	2,900
合計	9.90	48,200		11.00	51,600	

応能分
（所得割率）上昇分
1.10

応益分上昇額
3,400

保険料変更後の試算例(年額)

①夫・妻（40歳以上～65歳未満）、子ども１人（40歳未満）
収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額　3,930,000 円
医療・支援金人数　3 人
介護人数　2 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	220,080	49,500	11,500	246,411	53,100	11,800
支援金	106,110	21,300	4,900	116,721	23,700	5,200
介護	62,880	11,000	2,700	69,168	12,200	2,900
合計	489,800			541,100		

保険料上昇額
51,300

②単身世帯（40歳未満）　収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額　1,940,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	108,640	16,500	11,500	121,638	17,700	11,800
支援金	52,380	7,100	4,900	57,618	7,900	5,200
介護	0	0	0	0	0	0
合計	200,900			221,800		

保険料上昇額
20,900

③夫・妻の二人世帯（65歳以上）
収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額　1,270,000 円
医療・支援金人数　2 人
介護人数　0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	71,120	33,000	11,500	79,629	35,400	11,800
支援金	34,290	14,200	4,900	37,719	15,800	5,200
介護	0	0	0	0	0	0
合計	168,900			185,500		

保険料上昇額
16,600

④単身世帯（65歳以上）　収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額　870,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	48,720	16,500	11,500	54,549	17,700	11,800
支援金	23,490	7,100	4,900	25,839	7,900	5,200
介護	0	0	0	0	0	0
合計	112,100			122,900		

保険料上昇額
10,800

⑤単身世帯（40～64歳）　収入なしの場合（6割軽減該当）

基準総所得金額　0 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　1 人　単位：円

	現行			試算例			
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額	
医療	0	6,600	4,600	0	7,080	4,720	
支援金	0	2,840	1,960	0	3,160	2,080	
介護	0	2,200	1,080	0	2,440	1,160	保険料上昇額
合計	19,200			20,600			1,400

⑥単身世帯（40～64歳）　収入は給与収入120万円のみの場合（４割軽減該当）

基準総所得金額　220,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　1 人　単位：円

	現行			試算例			
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額	
医療	12,320	9,900	6,900	13,794	10,620	7,080	
支援金	5,940	4,260	2,940	6,534	4,740	3,120	
介護	3,520	3,300	1,620	3,872	3,660	1,740	保険料上昇額
合計	50,600			54,900			4,300

⑦単身世帯（40～64歳）　収入は給与収入145万円のみの場合（軽減なし）

基準総所得金額　470,000 円
医療・支援金人数　1 人
介護人数　1 人　単位：円

	現行			試算例			
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額	
医療	26,320	16,500	11,500	29,469	17,700	11,800	
支援金	12,690	7,100	4,900	13,959	7,900	5,200	
介護	7,520	5,500	2,700	8,272	6,100	2,900	保険料上昇額
合計	94,600			103,100			8,500

【現行】65:25:10　6・4割軽減
法定外繰入2.8億円
納付金増無

平成30年度改定による所得区分(軽減割合６・４割)・世帯構成別保険料負担の変化

単位：円

所得階層			6割軽減世帯	4割軽減世帯		一般所得層		限度額超過世帯
			均等割額＋平等割額	均等割額＋平等割額	所得割率	均等割額＋平等割額	所得割率	
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	16,000	24,000	8.30%	40,000	8.30%	730,000
		改定後	17,000	25,500	9.24%	42,600	9.24%	(730,000)
		上昇額	1,000	1,500	0.94	2,600	0.94	0
	介護納付金分あり※	現行	19,200	28,900	9.90%	48,200	9.90%	890,000
		改定後	20,600	30,900	11.00%	51,600	11.00%	(890,000)
		上昇額	1,400	2,000	1.10	3,400	1.10	0
二人世帯	介護納付金分なし	現行	25,400	38,100	8.30%	63,600	8.30%	730,000
		改定後	27,200	40,900	9.24%	68,200	9.24%	(730,000)
		上昇額	1,800	2,800	0.94	4,600	0.94	0
	介護納付金分あり	現行	30,800	46,300	9.90%	77,300	9.90%	890,000
		改定後	33,200	49,900	11.00%	83,300	11.00%	(890,000)
		上昇額	2,400	3,600	1.10	6,000	1.10	0
三人世帯	介護納付金分なし	現行	34,800	52,300	8.30%	87,200	8.30%	730,000
		改定後	37,400	56,200	9.24%	93,800	9.24%	(730,000)
		上昇額	2,600	3,900	0.94	6,600	0.94	0
	介護納付金分あり	現行	42,400	63,800	9.90%	106,400	9.90%	890,000
		改定後	45,800	68,900	11.00%	115,000	11.00%	(890,000)
		上昇額	3,400	5,100	1.10	8,600	1.10	0
四人世帯	介護納付金分なし	現行	44,300	66,400	8.30%	110,800	8.30%	730,000
		改定後	47,700	71,500	9.24%	119,400	9.24%	(730,000)
		上昇額	3,400	5,100	0.94	8,600	0.94	0
	介護納付金分あり	現行	54,100	81,200	9.90%	135,500	9.90%	890,000
		改定後	58,600	87,800	11.00%	146,700	11.00%	(890,000)
		上昇額	4,500	6,600	1.10	11,200	1.10	0

6割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円＋（27万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数）以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

一般所得層…軽減や限度額超過に該当しない世帯

限度額超過世帯…29年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯
30年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

議案第55号資料

逗子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定に対するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間　平成29年10月2日（月）～11月1日（水）

2. 意見の数　4件

3. 意見提出人数　1人（郵送1人、FAX0人、メール0人、持参0人　／　個人1人、団体0件）

4. 意見内容の概要

区分	件数
改正案の概要に関すること	1件
改正案の賛否に関すること	0件
改正案の応能・応益割合に関すること	1件
改正案の軽減割合に関すること	0件
国民健康保険事業の財政運営状況に関すること	1件
保険料変更後の試算結果に関すること	0件
実施時期等に関すること	0件
感想・要望等	1件
合計	4件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	1件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
合計		4件

６．意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
改正案の概要に関すること（1件）	1	資料に「平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となること（都道府県単位化）が決定しており、…」と記載されているが、責任主体である神奈川県の運営方針が示されていない。すなわち、本当に逗子市が改定する内容で県の条件を満たしているのかがわからない。	□	1件	今回の改正内容につきましては、県の運営方針も考慮し、作成しています。県の運営方針につきましては県のホームページに掲載されています。（URL：http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1173953.html）
改正案の応能・応益割合に関すること（1件）	2	資料に記載の「本市だけが異なる応能・応益割合及び軽減割合」とは何を示すのか、具体的な文書と数値が示されていない。神奈川県ホームページの「神奈川県の人口と世帯」内で公表されている「市町村別人口」の一覧で示された各市町村と逗子市とでどれだけ異なるのか、一覧表を作成し、公表してください。	▲	1件	資料２－１に逗子市の応能・応益割合を示しています。また、同資料内で県内各市の応能・応益割合の範囲も示しており、県内各市との差を確認していただけますので、個別の公表は行いません。
国民健康保険事業の財政運営状況に関すること（1件）	3	資料に「今後は都道府県単位化により県で策定される運営方針に基づき、決算補填に係る法定外繰入金は計画的、段階的に削減が求められます。」と記載されているが、逗子市としてどのような方法で、どのような時点の判断で行うのか、明示されていない。平成30年度から平成33年度までの決算補填に係る法定外繰入金の計画的、段階的削減に関する資料を作成し、公表してください。	▲	1件	平成29年10月に公表した「財政対策プログラム」に掲載しており、市のホームページで確認することができます。（URL：http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/zaisei/p09539.html）
感想・要望等（1件）	4	資料１－１から資料４－４までの内容が非常に難しい。経営企画部企画課広聴広報課とのレビューを行い、一般市民が理解しやすい内容に改訂することを検討願います。	■	1件	ご意見ありがとうございます。今後のパブリックコメント資料作成の際には、理解しやすい資料となるよう努めます。
合計				4件	

諮問第 14 号

2017 年（平成 29 年）８月８日

逗子市国民健康保険運営協議会会長　殿

逗子市長　　平井　竜一

国民健康保険料の改定について（諮問）

平成 30 年度において、次のとおり国民健康保険料の改定を行いたく貴協議会の意見を求めます。

1　応能・応益割合

逗子市国民健康保険条例第 12 条、第 12 条の５の５及び第 12 条の９に規定する割合について、所得割「100 分の 65」を「100 分の 55」に、被保険者均等割「100 分の 25」を「100 分の 30」に、世帯別平等割「100 分の 10」を「100 分の 15」に変更する。

2　保険料軽減割合

逗子市国民健康保険条例第 16 条の２に規定する割合について、「10 分の６」を「10 分の７」に、「10 分の４」を「10 分の５」に変更し、「10 分の２」を新設する。

議案第55号資料

第　号
収 29.11.13 受
逗子市

29国保運協第３号

2017年（平成29年）11月13日

逗子市長　　平井　竜一　様

逗子市国民健康保険運営協議会
会　長　　長谷川　嘉春

答　申　書

本運営協議会は、平成29年８月８日付け諮問第14号にて諮問のあった逗子市国民健康保険料の改定について、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1　諮問事項

（1）応能・応益割合

逗子市国民健康保険条例第12条、第12条の５の５及び第12条の９に規定する割合について、所得割「100分の65」を「100分の55」に、被保険者均等割「100分の25」を「100分の30」に、世帯別平等割「100分の10」を「100分の15」に変更する。

（2）保険料軽減割合

逗子市国民健康保険条例第16条の２に規定する割合について、「10分の６」を「10分の７」に、「10分の４」を「10分の５」に変更し、「10分の２」を新設する。

2　答申事項

諮問のとおり、平成30年度から応能・応益割合及び保険料軽減割合を変更することについて了承する。

3　付帯意見

（1）これまで２回の議会における否決理由を踏まえ、議案の提案に当たっては条例改正内容と法定外繰入金も踏まえた保険料率の決定方法との違いについて、理解が得られるよう説明に努めること。

（2）平成30年度からの国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を踏まえ、引き続き保険料の収納の確保に努めるとともに、医療費適正化の取り組みを行い、安定的な財政運営に努めること。

（3）最終の保険料率については、今後、毎年５月の運営協議会に諮ること。

被保険者数及び医療費の推移（年度別）

議案第55号資料

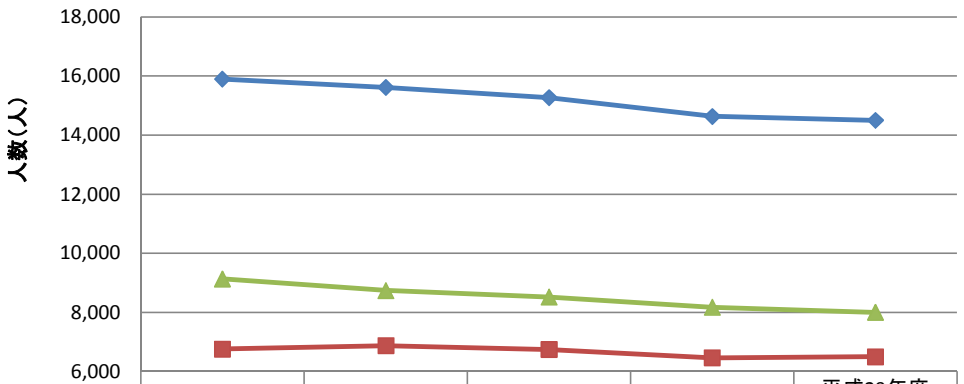

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
全体	15,892	15,618	15,267	14,634	14,500
前期高齢者	6,760	6,876	6,745	6,462	6,500
その他	9,132	8,742	8,522	8,172	8,000

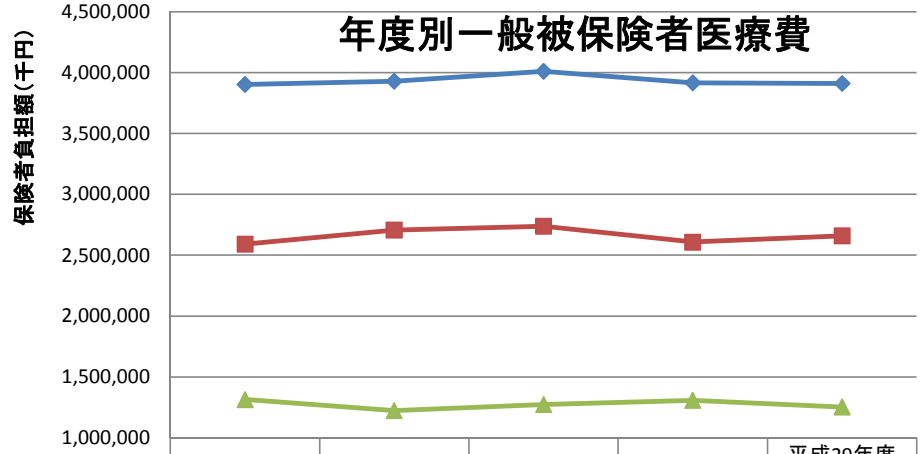

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
全体	3,904,553,563	3,930,590,977	4,011,331,682	3,916,061,832	3,911,092,000
前期高齢者	2,590,348,467	2,707,691,274	2,738,056,525	2,607,992,493	2,659,542,560
その他	1,314,205,096	1,222,899,703	1,273,275,157	1,308,069,339	1,251,549,440

（単位　円）

単位:円

一般会計繰入金の推移

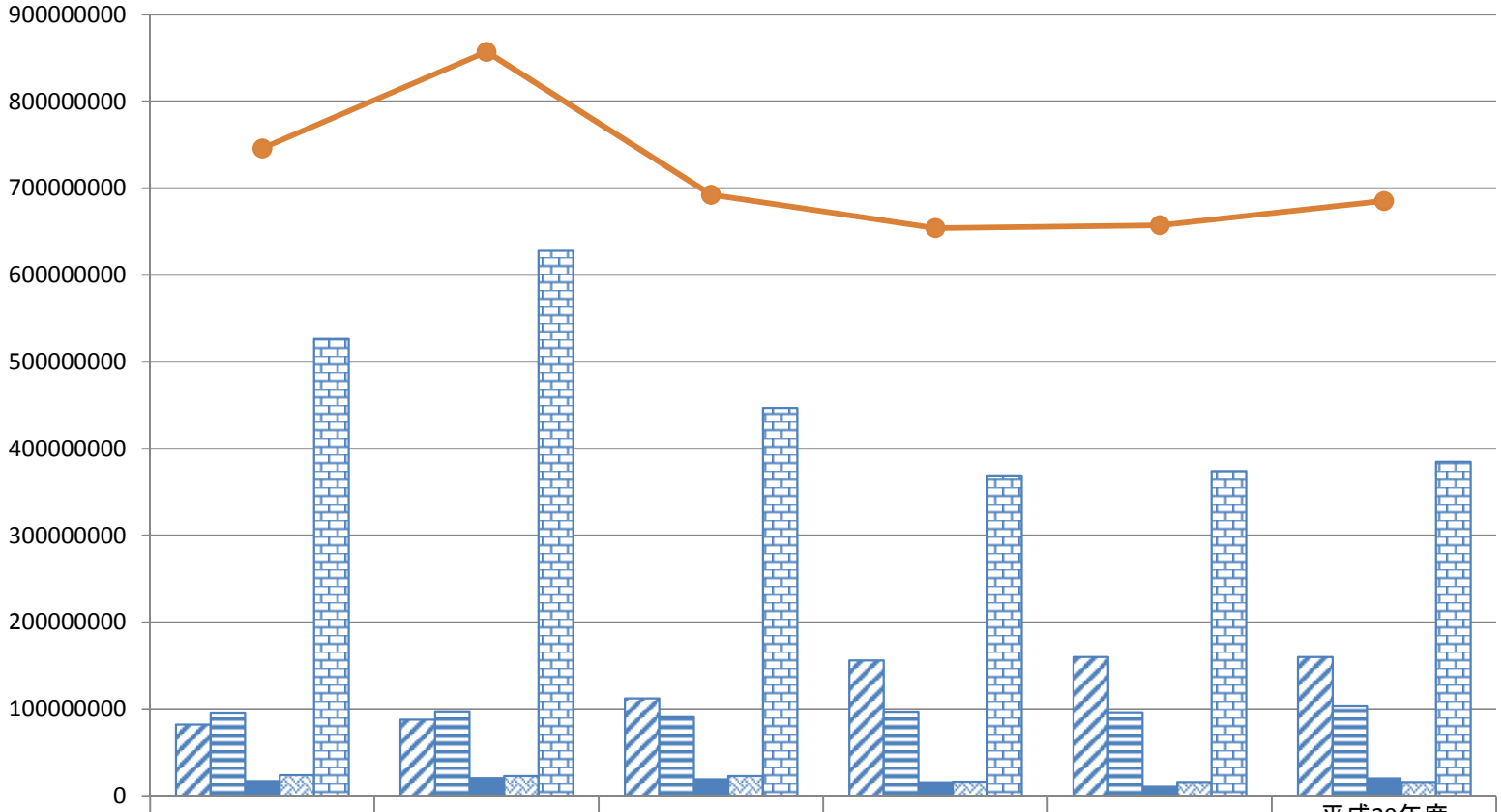

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当初予算額)
保険基盤安定繰入金	82358641	87991496	112207446	156229063	159986210	159900000
職員給与費等繰入金	95265000	96674000	90784000	96322000	95538000	103932000
出産育児一時金等繰入金	17737804	21544562	20031746	16258283	11992026	21000000
財政安定化支援事業繰入金	23992313	22801303	22676124	15928048	15663920	15664000
その他一般会計繰入金(法定外繰入)	526517000	627949000	446717000	369254000	374095000	384764000
一般会計繰入金合計	745870758	856960361	692416316	653991394	657275156	685260000

議案第55号資料

国民健康保険の一世帯当り保険料及び一人当り保険料

（平成28年度決算ベース）

保険者名	一世帯当り保険料(円)	一人当り保険料(円)	現年度調定額(円)	平均世帯数	平均被保険者数	１世帯当たり所得額(円)
横浜市	157,559	101,242	82,374,759,124	522,819	813,645	935,404
川崎市	168,930	108,933	33,375,539,680	197,570	306,386	993,744
横須賀市	③ 147,693	92,267	10,067,065,603	68,162	109,108	679,698
平塚市	158,286	95,831	6,520,605,800	41,195	68,043	745,877
鎌倉市	161,381	101,875	4,450,409,563	27,577	43,685	1,072,358
藤沢市	174,962	106,977	10,504,539,970	60,039	98,194	957,893
小田原市	166,566	102,489	5,023,787,900	30,161	49,018	731,932
茅ケ崎市	171,173	103,331	6,015,203,760	35,141	58,213	878,660
逗子市	⑦ 155,388	⑨ 97,303	1,497,005,200	9,634	15,385	1,026,715
相模原市	153,330	94,748	17,785,521,600	115,995	187,714	789,993
三浦市	194,394	108,932	1,710,665,100	8,800	15,704	799,274
秦野市	② 145,807	③ 88,056	3,922,795,297	26,904	44,549	780,496
厚木市	170,937	102,416	6,144,846,500	35,948	59,999	845,000
大和市	155,509	96,653	5,760,816,200	37,045	59,603	860,327
伊勢原市	162,560	98,047	2,418,726,300	14,879	24,669	813,522
海老名市	151,143	91,390	2,945,779,400	19,490	32,233	878,984
座間市	① 139,621	① 86,813	2,948,088,400	21,115	33,959	785,358
南足柄市	176,907	107,898	1,119,114,500	6,326	10,372	721,495
綾瀬市	150,881	② 87,952	2,121,231,395	14,059	24,118	793,265
葉山町	174,019	101,571	941,967,384	5,413	9,274	1,065,777
寒川町	197,728	117,019	1,470,110,750	7,435	12,563	769,753
大磯町	169,609	101,884	933,356,700	5,503	9,161	923,026
二宮町	156,119	95,480	730,326,600	4,678	7,649	792,995
中井町	164,991	94,085	272,564,900	1,652	2,897	770,101
大井町	169,982	98,521	439,404,700	2,585	4,460	736,597
松田町	152,325	93,919	281,192,500	1,846	2,994	751,652
山北町	173,981	105,094	326,736,400	1,878	3,109	729,457
開成町	176,213	104,782	390,311,300	2,215	3,725	814,098
箱根町	157,366	104,896	374,058,130	2,377	3,566	745,027
真鶴町	183,239	111,818	288,601,100	1,575	2,581	770,315
湯河原町	199,298	123,629	1,027,977,157	5,158	8,315	702,884
愛川町	158,817	91,093	1,178,740,397	7,422	12,940	796,453
清川村	184,469	107,510	102,564,656	556	954	767,484
市計	159,883	100,607	206,706,501,292	1,292,859	2,054,597	925,552
町村合計	174,138	104,028	8,757,912,674	50,293	84,188	815,377
市町村計	160,417	100,742	215,464,413,966	1,343,152	2,138,785	921,250

注１　市部、低い順

注２　「１世帯当たり所得額」は平成29年１月31日現在の状況。

第18表　一人当たり医療費の状況

保険者名		一般		退職者		前期高齢者		被保険者全体（一般＋退職者）	
		円	順位	円	順位	円	順位	円	順位
1	横浜市	335,832	19	427,705	9	522,870	10	337,682	20
2	川崎市	322,700	23	460,751	6	556,386	2	325,707	23
3	横須賀市	360,661	6	438,983	7	533,819	6	362,851	5
4	平塚市	328,294	20	430,341	8	495,720	22	331,002	21
5	鎌倉市	339,729	17	384,762	20	487,842	25	341,080	17
6	藤沢市	322,139	24	374,290	23	501,032	16	324,003	24
7	小田原市	356,687	7	367,766	24	530,161	9	357,041	7
8	茅ヶ崎市	318,422	27	376,997	22	489,442	24	320,719	26
9	逗子市	351,224	9	416,390	10	531,719	8	353,105	8
10	相模原市	318,947	26	394,219	17	500,535	17	320,645	27
11	三浦市	347,974	12	415,029	11	548,901	4	350,418	11
12	秦野市	325,856	22	339,473	30	458,958	31	326,501	22
13	厚木市	321,009	25	355,594	27	498,517	19	322,276	25
14	大和市	310,130	30	521,967	2	497,583	21	314,729	29
15	伊勢原市	341,404	14	339,688	29	498,068	20	341,326	16
16	海老名市	307,788	31	332,574	32	453,063	32	308,588	31
17	座間市	316,678	28	405,621	13	500,365	18	320,116	28
18	南足柄市	350,948	10	386,154	18	519,339	11	352,443	9
21	綾瀬市	311,408	29	348,636	28	466,032	29	312,706	30
19	葉山町	300,929	33	367,508	25	483,345	27	302,862	33
20	寒川町	348,560	11	338,776	31	517,663	12	348,141	12
22	大磯町	346,826	13	384,880	19	487,260	26	348,072	13
23	二宮町	360,985	5	379,239	21	501,702	15	361,743	6
24	中井町	341,089	15	413,619	12	494,423	23	345,348	14
25	大井町	301,606	32	400,899	14	464,481	30	305,599	32
26	松田町	380,489	3	399,409	15	533,256	7	381,759	3
27	山北町	382,462	2	519,915	3	540,019	5	392,705	1
28	開成町	327,192	21	557,773	1	468,346	28	338,452	19
29	箱根町	377,965	4	359,838	26	574,955	1	377,462	4
30	真鶴町	385,198	1	461,958	5	550,606	3	386,765	2
31	湯河原町	337,120	18	480,746	4	513,678	13	339,437	18
32	愛川町	340,532	16	398,678	16	510,308	14	343,167	15
33	清川村	356,068	8	196,154	33	397,721	33	350,997	10
301	医師	180,948	5	—	—	380,791	6	180,948	5
302	歯科医師	167,488	6	—	—	475,961	4	167,488	6
303	食品衛生	256,448	1	—	—	543,218	2	256,448	1
304	薬剤師	191,942	4	—	—	418,857	5	191,942	4
305	建設業	199,384	3	—	—	499,044	3	199,384	3
306	建設連合	204,918	2	—	—	553,974	1	204,918	2
市部平均		330,743	—	410,788	—	516,925	—	332,777	—
町村部平均		342,978	—	402,630	—	505,482	—	345,307	—
市町村平均		331,220	—	410,303	—	516,429	—	333,272	—
組合平均		204,583	—	—	—	526,902	—	204,583	—
県平均		322,993	—	410,303	—	516,655	—	325,115	—

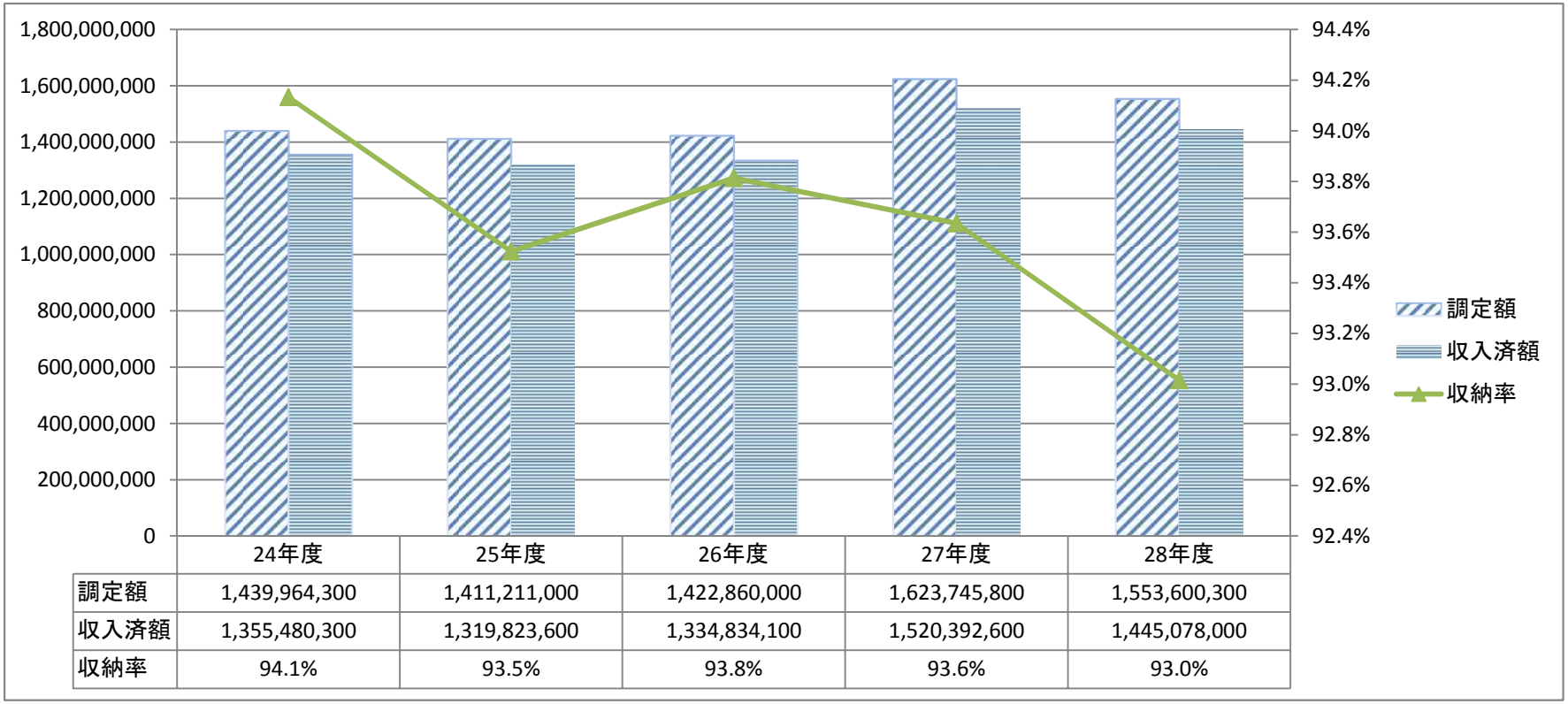

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	1,439,964,300	1,411,211,000	1,422,860,000	1,623,745,800	1,553,600,300
収入済額	1,355,480,300	1,319,823,600	1,334,834,100	1,520,392,600	1,445,078,000
収納率	94.1%	93.5%	93.8%	93.6%	93.0%

国民健康保険料年度別徴収実績
【現年度】

国民健康保険
所得階層別世帯数

所得階層 （基準総所得金額）	世帯数	割合％
未申告	697	7.7%
所得ゼロ	2,899	32.2%
所得100万未満	2,094	23.3%
所得200万未満	1,549	17.2%
所得300万未満	734	8.2%
所得400万未満	382	4.2%
所得500万未満	198	2.2%
所得600万未満	108	1.2%
所得700万未満	75	0.8%
所得800万未満	55	0.6%
所得900万未満	37	0.4%
所得1,000万未満	35	0.4%
所得1,000万超	141	1.6%
	9,004	100.0%

（平成29年10月）

議案第 55 号資料

医療費適正化関係事業一覧

☆は 29 年度新規事業

重症化予防事業（ハイリスク者への受診勧奨）

特定健診の結果、メタボ該当の有無によらず、また内服の有無によらず、有所見者への受診勧奨、モニタリングを実施。過年度からのデータの移行をグラフにするなどし、本人に説明。☆29 年度より、腎不全対策の項目を追加。通知・電話・面接・訪問など。

☆糖尿病プチ講座（年度４日、各日２回開催　合計８回開催予定）

場所：未病センターずし市役所

講師：保健師・管理栄養士

対象者：18 歳以上の逗子市民で血糖値が高めの方、HbA1c（または FBS）が高めの方、家族に糖尿病の方がいらっしゃる方、糖尿病にならないようにしたい方など　※Ⅰ型糖尿病の方は除く

実施内容：①運動等について　約 20 分　②食事について　約 20 分　③質疑応答　約５分

☆未病センターでの啓発

疾患の好発時期、生活習慣を意識したクイズの掲示、掲示、展示、資料配布などを実施

例　４～５月　　メンタルヘルス、糖尿病クイズ、歯科クイズ

６月中旬～　アルコール・スポーツ飲料類・熱中症

７月中旬～　アイス・ドリンク類

７月下旬～　脳梗塞

８月下旬～　子どもの体調管理（９月からの不登校増加､9 月１日が 18 歳未満の自殺者が最多である）

８月下旬～　三角巾の間違い探し・鼻血の止血法（救急の日（９/１）・防災月間（９月））

９月上旬～　がん予防５箇条

９月中旬～　血圧を上げないお風呂の入り方

10 月上旬～　身長低下の理由（世界骨粗しょう症デー（10/20））

10 月下旬～　血圧を上げない夜中・明け方のトイレの入り方

11 月～　　口臭について（いい歯の日（11/8））

11 月中旬　　血糖値を上げない麺類の食べ方について（世界糖尿病デー（11/14））

☆ME-BYO 改善プログラム　ヘルシーウォッチの貸し出し等のプログラム

県のモデル事業を実施。（実施主体は神奈川県予防医学協会。12～2 月予定。定員 30 名）活動量や睡眠の深さなどを、ヘルシーウォッチを一定期間着用させ状況を分析。食事記録、血圧記録なども期間中行い、生活改善の具体的なアドバイスを実施。その実施対象者を特定保健指導対象者（肥満者など）を中心に勧誘。現在 30 名申し込み有り。

健康教育・健康相談

健康に関する知識普及、啓発、予防活動目的で、様々な教室、面接等を開催

＊お口の健康展（６月）では、糖尿病と歯周病の相互関係を啓発

＊集団健診での健康教育（H29 は高血圧がテーマ。逗子市は高血圧が起因となる脳血管疾患、心疾患、腎不全患者が多く、人工透析開始、介護保険の利用開始事例が多い）

＊集団健診時に、血圧が収縮期 160 以上、拡張期 90 以上の方を別室に呼び、個別指導を実施（通院中、内服中によらない全員面接）

☆未病センターでの個別対応

＊健康サポート出前講座

＊健康・栄養相談（予約制）　　年度 40 回程度　　延 100 人程度

生活習慣病や食事について心配な人、相談したい人に管理栄養士、保健師が対応。

４か所で実施（市役所未病センター・保健センター・小坪コミセン・沼間コミセン）

＊健康相談　開庁日全日

健康についての全般的な相談を、保健師、看護師、管理栄養士が随時対応

栄養改善教室　４回中２回、重症化予防の内容で実施

高血圧、減塩、適正カロリーなどをテーマにした教室を成人向けに開催。

男性の健康料理教室　24 回（６回×４コース）　延 250 人程度

介護予防事業として、料理経験の少ない 65 歳以上の男性を対象に、調理や栄養に関する基礎知識の習得、調理実習、試食等の教室を実施。教室の際、血圧の話など、季節に応じた健康講話を実施中。

がん検診要精検者の追跡調査　　※平成 27 年度分追跡

がん検診受診率や精検受診率の向上を図るため、がん検診の対象者を適切に把握する。文書、電話、訪問等で対象者へ連絡し、追跡を行う

※ がんの医療費は入院外ともに高額である。

関係団体との協力

重症化予防の取組みと、協力依頼を図る予定（依頼文書）。